野村訪問看護ステーション
（医療保険による）

訪問看護重要事項説明書

1．野村訪問看護ステーション（訪問看護事業）の概要

(1) サービス事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	野村訪問看護ステーション
所在地	東京都三鷹市下連雀8-3-6
指定番号	1367192255
管理者	石橋　佳代子
事業内容	訪問看護事業・介護予防訪問看護事業
提供地域	三鷹市下連雀、上連雀、北野、牟礼、井の頭、新川、中原の全地域、三鷹市井口1.2丁目、野崎1.2丁目、武蔵野市御殿山、調布市深大寺東町3丁目

(2) 職員体制

	資　　格	人員数
管理者	看護師	常勤1名
訪問担当者	保健師・看護師	常勤7名以上
	理学療法士等	常勤2名以上
事務職員		1名以上

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前　8時30分　～　　午後　5時15分

ただし、時間外及び日曜日、祝日は、携帯電話にて常時対応します。

(4) 連絡先

TEL	0422-47-5401
FAX	0422-47-5505

2．訪問看護の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

お申し込みいただき、利用者の居宅を訪問します。その際、必ず、主治医の訪問看護指示書が必要となります。初回訪問時、利用者及びその家族と面接して課題を把握・分析し、看護計画を立てサービスを開始します。

3．利用料金

(1) 利用料
健康保険からの給付サービスを利用する場合は、所定の料金をお支払いいただきます。
ただし、健康保険を利用しない場合は、全額自己負担となります。

(2) 交通費
前記1の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。ただし、自動車での訪問に関しては、次のようになります。

事業所からご自宅までの距離	サービス地域内	無料
	それ以外	公共交通機関利用実費相当

(3) キャンセル料
利用者のご都合によりキャンセルした場合、下記の料金が発生いたします。

サービス当日にキャンセルした場合	3,300円（消費税を含みます）
サービス予定前日までにキャンセルした場合	無　　料

＊ただし、急な入院などが理由でキャンセルされる場合は、当日でもキャンセル料は発生いたしません。

(4) その他
支払い方法
料金が発生する際は、月ごとの清算とし毎月15日までに前月分の請求をいたします。
お支払いは、月末ご指定の金融機関からの引き落としとさせていただきます。引き落とし確認後、領収書を発行いたします。

4. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始
ご相談後担当職員が訪問し、契約を締結した後に定期的にサービスの提供をいたします。

(2) サービスの終了
①利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し込みいただければいつでも解約できます。
②当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の訪問看護事業所をご紹介させていただきます。
③自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
・利用者が介護保険施設等に入所された場合
・利用者がお亡くなりになった場合
④その他
利用者やご家族などが当事業者や訪問看護師に対して本契約を継続し難いほどの背信行為、また、ハラスメント行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当事業者の訪問看護サービスの特徴等

(1) 運営方針
「安心はぬくもりある看護から」をモットーに、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるように医療と福祉の連携を図り、地域に密着した在宅医療を目指し、一人一人の症状に合わせた看護サービスを展開してまいります。

(2) 訪問看護の実施概要等
①病状の観察と異常の早期発見　②日常生活の援助と指導　③医師の指示による医療処置
④認知症・精神疾患のケア　⑤リハビリ訓練　⑥ご家族への介護支援・相談　⑦終末期ケア
⑧その他

(3) サービス利用のために

事　　項	有　無	備　考
訪問担当者の変更	有	変更あり
訪問担当者の研修	有	年に1回以上実施

6. 緊急時の対応
緊急時は、訪問看護指示書により、主治医に連絡・報告し適切に判断・対応いたします。
また、訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、主治医、利用者家族、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7. サービス内容
〇訪問看護担当者　・看　護　師　石橋　佳代子
・理学療法士等

〇内容
☐ 病状や心身の状態の観察と異常の早期発見　☐ 日常生活の援助と指導
☐ 医師の指示による医療処置　☐ 認知症・精神疾患のケア
☐ ご家庭でのリハビリ訓練　☐ ご家族への介護支援・相談
☐ 終末期ケア　☐ その他

8. 災害時の対応
災害に備えて、事業継続計画を策定し、日頃から準備と訓練をおこなっております。
災害等により通常の訪問が困難な状況が発生した場合、ご連絡せずに訪問に伺えない場合がございます。なお、状況に応じて他事業所と協働して対応する場合もあります。

9. 虐待防止
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制整備や研修等を行うとともに虐待を受けたと思われる状況を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

10. 感染対策
感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施しております。

11. 料金及び加算について

◆基本料金

サービス利用期間		基本療養費	機能強化型訪問看護管理療養費1	1割の方	2割の方	3割の方	備考
基本料金	1日目	5,550円	13,230円	1,878円	3,756円	5,634円	① 医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、自己負担が変わります ② 生活保護の方は自己負担金はありません ③ 週4日目以降の場合は料金が異なります ④ 同一建物内への訪問の場合は料金が異なります ※1 外泊中にも訪問看護を行うことができます
	2日目～	5,550円	3,000円	855円	1,710円	2,565円	
	外泊中の訪問看護 ※1	8,500円		850円	1,700円	2,550円	

◆医療保険加算

＊健康保険の負担割合によって、利用金額は異なります
＊加算について同意される項目に（〇）をつけてください

加算の種類		金額	1割	2割	3割	備考		同意欄
加算料金	難病等複数回訪問加算	4,500円	450円	900円	1,350円	1日 2回	難病・ガン末期の方で、一日に2回以上訪問した場合	
		8,000円	800円	1,600円	2,400円	1日3回以上		
	24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	ご希望の方に対し、休日・夜間でも相談・訪問の体制を整えております		
	特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円	留置カテーテル設置など特別な管理が必要な場合。管理内容によって料金が異なります		
		5,000円	500円	1,000円	1,500円			
	複数名訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円	同時に複数の看護師などにより訪問看護が必要な場合		
	退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	入院・入所中、主治医等と連携して在宅療養に必要な指導を行い、その内容を文書で提供いたします		
	特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	留置カテーテルなどの特別な管理が必要な状態の方に退院時共同指導を行った場合		
	退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	厚生労働大臣が定める疾病及び特別な管理が必要な方には、退院日に訪問を行うことができます		
	退院支援指導加算（長時間）	8,400円	840円	1,680円	2,520円			
	在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	在宅において他の職種と連携した場合		
	在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	緊急時に医師や多職種と連携した場合（情報通信機器を用いたカンファレンスも含む）		
	緊急訪問看護加算	2,650円	270円	530円	800円	緊急時には主治医と連絡をとり緊急訪問看護を行います		
	夜間早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円	早朝（午前6時～午前8時）または夜間（午後6時～午後10時）にサービス提供した場合		
	深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円	深夜（午後10時～午前6時）にサービス提供した場合		
	長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円	特別な管理が必要な方や急性憎悪の方には、週1回90分を超える訪問看護を行うことができます		
	訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	穏やかな看取りのために、ご本人・ご家族への支援を行います		
	乳幼児加算(6歳未満)	1,800円	180円	360円	540円	乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者（1日につき加算）		
		1,300円	130円	260円	390円	上記以外の場合（1日につき加算）		
	看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円	たんの吸引等が必要な方に訪問介護事業者と連携し、計画作成・助言等行います		
	訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500円	150円	300円	450円	市区町村や病院・施設・学校・幼稚園・保育園などに対して情報提供し、連携いたします		
	専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円	緩和ケアなど専門の研修を受けた看護師による訪問を行った場合（1月に1回）		
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780円	78円	156円	234円	職員処遇改善に関する加算		
	訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円	オンライン資格確認により、情報を活用して質の高い医療を提供します		

◆その他の費用

内容			料金	備考
その他の費用	保険外サービス（消費税込）	1回（1時間以内）	11,000円	＊医療保険を利用できない場合等
		時間外訪問加算	5,500円	
		深夜加算（22時～翌6時）	5,500円	
		休日加算	5,500円	
		交通費	実費相当	
	交通費	サービス提供地域以外の方は実費をお支払いいただきます。		
	キャンセル料（消費税込）	当日キャンセルは3,300円。ただし、緊急入院などの場合はキャンセル料は発生いたしません。		
	死亡時の看護（消費税込）	訪問看護サービス利用の方に限り、ケア代として11,000円お支払いいただきます。		
	定期的（1ヶ月から6ヶ月に1回）に訪問看護指示書が必要になります。指示書の費用は、各医療機関でお支払いください。			

12. サービス内容に関する苦情

(1) 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
(2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応いたします。
(3) 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由に、何らの不利益な取り扱いをすることはございません。
(4) 苦情相談窓口

【事業者の窓口】	サービス相談・苦情担当窓口 担当者：石橋　佳代子	所在地：東京都三鷹市下連雀８－３－６ 連絡先：0422－47－5401 相談対応時間：8:30～17:15（日曜・祝日除く）
【市町村の窓口】	三鷹市 健康福祉部介護保険課	所在地：東京都三鷹市野崎1-1-1 連絡先：0422－45－1151
	調布市：福祉健康部 高齢者支援室介護保険担当	所在地：東京都調布市小島町２－35－1(調布市役所内) 連絡先：042－481－7321
	武蔵野市 サービス相談調整専門員専用電話	所在地：東京都武蔵野市緑町2―2―28(武蔵野市役所内) 連絡先：0422－60－2525
【公的団体の窓口】	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	所在地：東京都千代田区飯田橋3－5－1（東京区政会館11階） 連絡先：03－6238－0177

令和　　年　　月　　日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項及び、料金・加算内容について説明いたしました。

事業者　所在地　〒181-8503　東京都三鷹市下連雀8丁目3番6号
名　称　医療法人財団慈生会
理事長　野村　幸史　　印

事業所　所在地　〒181-8503　東京都三鷹市下連雀8丁目3番6号
名　称　野村訪問看護ステーション
管理者　所長　石橋　佳代子　　印

【　説明者　】　野村訪問看護ステーション　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。
また、料金及び加算内容の説明を受け、同意いたします。

利用者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿